区域計画は、複数の区域にまたがって作成することは出来ません。

区域をまたがった計画

近いので一緒にしてみました～

じゃ～

だからダメだって言ってるでしょ！

ゴゴゴ

ワナワナ

区域計画は、市町村森林整備計画において定められた区域内に限って作成できます。

区域外

区域設定なし

区域設定あり

たのむよ～

あそこは是非作りたい！

もう言うことありません・・

また、一旦認定された計画は、計画の種類を問わず原則として計画期間が満了するまで継続し、新たに計画を立て直すことはできません。

計画書

NG！

ポイ！

もう一回作り直し～

え！

ただし、林班計画から区域計画への変更や、一部を林班計画から区域計画へ移行することは可能です。（区域計画から林班計画への移行も可能）

A森林組合 林班計画

A森林組合 区域計画

林班計画から区域計画へ変更

A森林組合 林班計画

A森林組合 林班計画

Bさん 区域計画

林班計画から一部を区域計画へ移行

新たに、森林経営計画運営要領の一部改正により、重複される部分が整理されました。

基本的には重複しないようにしましょうね♪

森林経営計画制度では、森林の施業の一層の集約化に向けて計画対象森林を拡大することが重要であり、また、同制度の実効性を確保するため認定森林所有者等及び認定権者の双方が計画対象森林における森林の経営の計画及び実行状況を的確に把握する必要があることから、**計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林と重複しないよう指導するもの**とする。

森林経営計画制度運営要領Ⅰの2の（1）のイ

OK

A森林組合 林班計画

最初は1/2以上あったが・・・

例えば

？？

重複しないと、要件を満たさなくなる場合とか出るんじゃない？

NG！

A森林組合 林班計画

移行

OK

B株式会社 区域計画

区域計画に移行したことで1/2に満たなくなった・・・

30ha以上でこちらは良いが・・・